

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年7月30日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時10分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 8番委員 久米 裕純 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>7番委員 宮崎 学 9番委員 川人 泰博 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>12番委員 森 政雄 14番委員 鈴木 隆大 17番委員 近藤 和隆</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(農政関係議案)</p> <p>第1号議案 2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地であることの証明について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 7. 民事執行法による売却に係る照会に対する回答について(民事執行法)

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は、会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和6年7月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号7番宮崎学委員、議席番号9番川人泰博委員、議席番号19番市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号11番板東美佐緒委員と、議席番号5番大貝美冶委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、議事に移ります。本日は、農政関係議案からとなります。第1号議案、2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)についての審議を開始します。この政策提案は、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に提言するものでございます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について説明します。当委員会からの意見提出は、県農業会議に対して行います。

農業会議では、9月下旬から10月上旬までの間に、県知事に対して提言書の提出を行う予定です。川人会長も例年、徳島県農業会議の副会長として参加しております。では説明します。

1の「国に対し知事から提言や要請いただきたいこと」の(1)、「農地法や農業委員会等に関する国の規制・制度改革等に対する意見・提言等」ということで、読ませていただきます。

—— 第1号議案 1-(1) 朗読 ——

という意見としております。「フェアプライスプロジェクト」については、この資料の最後から2枚目にパンフレットを参考につけております。生産者の声をネットで発信したり、また農業体験の実施などをしております。また、野菜価格安定制度については、指定された品目と認定を受けた産地に対する価格安定保障制度で、過去の平均価格を基準として価格が暴落した時に補填するものですが、あくまでも一例として挙げております。

続いて2番、「次年度以降の県農業施策に反映いただきたいこと」については、2件あります。まず、(1)番については、「水稻の高品質安定生産に向けた取組み」ということで、読みます。

—— 第1号議案 2-(1) 朗読 ——

Aは、昨年に引き続きの提出になります。Iは、千葉県や佐賀県などで平年の約3倍の発生量だとか被害面積だとかが新聞に掲載されておりました。Uについては、水田を守るための価格暴落防止や面積維持に向けた取組みとして提言しております。

続いて(2)番、「農地中間管理機構を活用した事業の周知徹底」ということで、読ませていただきます。

—— 第1号議案 2-(2) 朗読 ——

文中で例示している事業については、5月総会で皆さんには説明をしましたが、たまたま事務局が知りえて情報提供をした次第でございまして、この内容については市長への提言についても反映させる予定にしております。市長提言については来月の議案で説明します。

最後に、星マークで「別途対応」と記載しております内容についてですが、これは、

この度募集した知事への提言ではなく、また別の全国農業会議所が国に対して税制改正の提言ができる手法がありまして、今月初めに要望調査が来たものでございます。明日提出締め切りなので、皆様には期間もなく改めて通知しませんでした。今回委員さんから出てきた意見の中に、ちょうど提出できる内容のものがありましたので、こちらで対応したいと思います。「農地取得等の不動産取得税の特例措置の適用期限の延長及び拡充」ということで、次の3ページに資料がありますが、一番上の「要望内容」のみ読み上げます。

——— 3ページ「要望内容」朗読 ———

という内容にしております。この議案書の一番後ろに「第1号議案参考資料」として、農地を買った場合の税金ということで資料を添付しております。農地を買った場合に登録免許税と不動産取得税がかかってくるわけですが、今回の不動産取得税については、この参考資料の下に記載があります。現在、土地の場合は取得した固定資産の課税標準額の4%となっておりますが、下の注釈のように令和9年3月末までは3.0%に軽減されております。さらに右側、「農用地利用集積等促進計画により」とありますが、つまりは農地中間管理機構を利用して農地の取得をした場合に、特例措置として、課税標準額3分の1を控除して計算されることとなっております。そして裏面にも説明がありますが、四角で囲った部分の下の方の〇では、利用権を活用しても同様ですよということが記載されております。

4ページを御覧ください。税制改正要望調査の県農業会議からの通知になりますが、上半分の文章の3行目の後半から、「農用地利用集積等促進計画に基づき取得する云々の不動産取得税の特例措置等が令和6年度末までに適用期限を迎えることから、」と記載があるように、今年度末でこの軽減措置が期限切れを迎えるにあたり、今回、この措置の延長に加えて内容の拡充を求めるものとしております。3ページの内容をそのまま県農業会議に提出することとなります。

以上で、第1号議案の説明を終わります。提出後にどれだけ県農業会議が採用し、まとめていただけるかはわかりませんが、本市農業委員会の意見として提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見御質問はありませんか。
それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案、2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案については、原案どおりの内容で提出することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については承認することに決定いたしました。この県知事への提言結果については、県農業会議から報告があり次第、総会場で報告したいと思います。

それでは、これより農地議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。

第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思

われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後84aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後24aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後189aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後84aに至り、譲受人は対象地において、カリフラワーの栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上4件で、対象地は、田3,803㎡、畑1,238㎡、合計5,041㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地（庭・駐車場）に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請人は所有する農地を、露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり農地区分が第1種農地である2番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全2件で地目は、田が1,280㎡、畑が337㎡で合計が1,617㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地が337㎡、駐車場・資材置場が1,280㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員 今月12日に2番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は谷川委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町矢野字藤田にあり、第1種農地に区分されるとのことです。申請者は就労継続支援事業及びグループホームを運営している法人であり、現在、同じ国府町矢野字せんだんの木に駐車場を所有していますが、利用者及び事業所職員の増加により車の駐車スペースが不足している状況です。そのため、対象地を新たに露天駐車場に転用するものです。造成については、砕石を10cm搬入する計画で、道路高より低いいため北側道路からスロープで出入りすることです。排水については雨水のみで地下浸透と南側に新規で集水桝を設置する計画です。また、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建築業や建材業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、徳島市多家良支所から300m以内にある第3種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が自宅用の露天駐車場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建築業や造成事業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である農業用施設に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。所有権を移転し、譲受人が農作業用道路に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、飲食業を営んでいる借人が、酒小売業の店舗に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

8番の申請地は、徳島市不動支所から300m以内にある第3種農地に該当します。所有権を移転し、電気工事及び土木工事業を営んでいる譲受人が露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、借人が、露天有機肥料加工広場に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

11番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。なお、50m以内に3戸以上の住宅があることを現地で確認しております。所有権を移転し、宅地造成工事業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、外構工事業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、飲食業を営んでいる譲受人が飲食店の駐車場に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、運送業を営んでいる譲受人が露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、8番、9番、11番、14番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は全15件で、地目は、田が11,426㎡、畑が622.96㎡で合計が12,048.96㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,521.19㎡、駐車場・資材置場が8,414㎡、その他施設用地が2,113.77㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の武市推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市推進委員 4月17日の午後3時から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、安廣推進委員と私の4名と転用者側2名、事務局3名の9名です。

申請対象の農地は、丈六町大白井にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、隣接する市道の高さまで山土で盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び北西側の水路に放流する計画で、地元の土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の井原推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井原推進委員 今月18日の午前10時から、8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と転用者側1名、事務局2名の4名です。

申請対象の農地は、不動西町1丁目にあり、不動支所から300m以内にあるため、第3種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、電気工事及び土木工事業を営む転用者が、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。造成については、東側の市道と同じ高さまで盛土し、隣接農地との間には擁壁を新設することです。排水については、雨水のみで、東側水路に排水する計画であり、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月19日の午前10時30分から9番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、廣瀬推進委員、鈴木推進委員と私の委員5名、転用者側1名と事務局2名の8名です。

申請地は、川内町富吉にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定して、借人が露天の有機肥料加工広場に転用するものです。造成については、隣接する道路の高さまで整地しています。排水については、雨水のみで地下浸透及び、北側と西側の水路に放流することとで、管轄する土地改良区の意見書及び同意書の提出があります。

先程、事務局からも説明があったとおり、既に転用行為が行われておりますが、農地法上で許可となる条件を満たしており、また、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月12日に11番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町中字原淵にあり、第1種農地に区分されるとのことです。申請者は宅地造成工事業を営んでおり、現在借りている資材置場は今年中の返却を求められており、早急に代替地が必要になったとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透とし、造成については、東側の市道と同じ高さまで盛土することです。地元土地改良区からの同意書が提出されています。また、隣の用水路への排水溝は木の板でふさいで、土砂の流出も心配ないとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月12日の午前10時45分より、14番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町井戸字高池窪にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、飲食業を営む転用者が、露天駐車場に転用するものです。対象地の南側にある既存の建物を改装し、飲食店を開業する予定であり、その駐車場とするとのことです。造成については、西側の市道と同じ高さまで盛土し、隣接農地との間には擁壁を新設することです。排水については、雨水のみで、集水柵を6ヶ所に設置し、北側水路に排水する計画であり、地元水利組合からの排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、南井上地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

谷川委員 教えていただきたいのですが、9番案件川内の露天有機肥料加工広場となっておりますが、有機肥料について何で肥料を作っているのですか。牛糞や鶏糞といろいろあると思うのですが。また、露天となっておりますが牛糞や鶏糞の場合は、屋根がなかったら作れないということになってはいますがその点はどうなのですか。あと匂いの問題はどうですか。

廣瀬委員 芋のつるとかをぬかと混ぜて発酵させて有機肥料を作り畑や水田に肥料として撒

いています。

植田委員 芋のつるを切って乾かしたものを、米ぬかを混ぜて発酵させます。1年ぐらいで肥料として使えますが、完全に肥料として使用するには4・5年ぐらいが必要です。

谷川委員 ありがとうございました。

議長 それでは、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番から10番と12番から15番案件を許可し、11番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は1番から10番と12番から15番案件を許可し、11番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、7月17日に野口委員、佐野委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、以上1件で、対象地は畑613㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書7ページから9ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で耕作を継続しております。

3番は、筆番号の8の農地において国土調査により発覚した公衆用道路部分が9と

10に分筆されています。その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

4番は、筆番号の3と5の農地において国土調査により発覚した公衆用道路部分が、それぞれ4と6に分筆されています。また、筆番号の8の農地については、国土調査により7の農地と合筆されて滅失しております。そして前述以外のその他の農地は問題なく耕作を継続しております。

第6号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田18,885㎡、畑23,662㎡、その他48.50㎡、計42,595.50㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 意義なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書9ページを御覧ください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は新規設定が4件、再設定が19件で合計23件となっており、そのうち、賃貸借権が11件、使用貸借権が12件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区7筆・3件、4番から6番が、勝占地区8筆・3件、7番と8番が、上八万地区5筆・2件、9番が、不動地区13筆・1件、10番が、応神地区2筆・1件、11番から15番が、川内地区8筆・5件、16番から18番が、国府地区6筆・3件、19番が、南井上地区1筆・1件、20番から23番が、北井上地区9筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田32筆33,680㎡、畑27筆24,414㎡の合計59筆58,094㎡となります。第7号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。

それでは、議案書14ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件受理しました。

議案書15ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書16ページと17ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。7件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。1件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

議案書20ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

議案書21ページを御覧ください。7番は、民事執行法による売却に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は8月29日木曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。